

## 流山市省エネエアコン新規購入等促進助成金交付申請書

（宛先）流山市長

本申請書の全ての内容に相違がないことに誓約の上、申請します。

### 1. 申請者

（フリガナ） 氏 名	生年月日	現 住 所（設 置 場 所）	裏面の同意事項の全てに同意する（※）
（署名又は記名押印）	年 月 日	電話 （ ）	<input type="checkbox"/>

※次の（1）から（4）に掲げる場合に該当する裏面の同意事項を読み、全ての項目に同意する場合は□にチェック☑してください。

- （1）新規購入+助成金交付券を選択した場合→裏面の同意事項のうち、④及び⑦以外の全て
- （2）新規購入+償還払いを選択した場合→裏面の同意事項のうち、⑤及び⑦以外の全て
- （3）買替え+助成金交付券を選択した場合→裏面の同意事項のうち、④及び⑥以外の全て
- （4）買替え+償還払いを選択した場合→裏面の同意事項のうち、⑤及び⑥以外の全て

### 2. 申請する購入区分及び助成方法の選択 ※□にチェック☑してください。

<購入区分>

- 新規購入
- 買替え

<助成方法>

- 助成券払い（購入時に助成券を店舗に提出する方法）
- 償還払い（購入時に一時的に全額を支払い、請求により助成金の交付を受ける方法）

### 3. 同一世帯の状況

※申請日時点における、申請者が居住する一の住居に居住する全ての方（住民票上別世帯であっても、同一の住居に居住している方も含まれます。）が記載してください。

No.	（フリガナ） 氏 名	申請者との続柄	生年月日	申請を行う年度の住民税課税状況	裏面の同意事項①及び②に同意する（※）
	1	（申請者）	本人	/	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む。）
2	（署名又は記名押印）		年 月 日	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む。）	<input type="checkbox"/>
3	（署名又は記名押印）		年 月 日	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む。）	<input type="checkbox"/>
4	（署名又は記名押印）		年 月 日	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む。）	<input type="checkbox"/>
5	（署名又は記名押印）		年 月 日	課税されていない場合 <input type="checkbox"/> 非課税（減免を含む。）	<input type="checkbox"/>

※裏面の同意事項①及び②を読み、同意する場合は□にチェック☑してください。チェックをしない場合は、未納がないことを証明する書類及び課税証明書又は非課税証明書を添付してください。

【同意事項】 ※該当する項目を確認し、表面の同意欄の□にチェック☑してください。

- |  |  |
|--|--|
| <p>① 助成金の交付要件の該当性等を審査等するため、市長が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。</p> <p>② 市長が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。</p> <p>③ 同一世帯員全員が住民税所得割を課されている他の親族等の税法上の扶養を受けている世帯ではありません。</p> <p>④ <b>償還払いによる助成方法を選択している場合</b>、助成金の交付金額の確定後に申請書等の不備による振込不能等が生じており、申請者への連絡・確認が取れず、かつ、交付決定日の属する年度の10月31日までに交付金の支払いが完了しなかったときは、助成金の交付決定が取り消され、助成金が交付されないことに同意します。</p> <p>⑤ <b>助成券払いによる助成方法を選択している場合</b>、省エネエアコンの購入に当たって、助成券の交付以外に金銭等の交付がされないことに同意します。また、助成券を利用して流山市省エネエアコン新規購入等促進助成金交付事業実施規則に定める省エネエアコンに該当しないエアコンを購入した場合、助成金の交付決定が取り消されることに同意します。</p> <p>⑥ <b>購入区分で新規購入を選択している場合</b>、申請者の現住所には1台もエアコン（故障し稼働しないものも含む。）が設置されていません。</p> <p>⑦ <b>購入区分で買替を選択している場合</b>、買替前のエアコンは、リサイクル券を使用し、責任をもって適切に処分します。</p> <p>⑧ 助成金の交付の対象となった省エネエアコンを、交付決定の日から起算して6年を経過する前に処分する場合は、流山市省エネエアコン新規購入等促進助成金交付財産処分承認申請書（別記第12号様式）により市長に申請することに同意します。</p> <p>⑨ 助成金の交付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や助成金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、助成金を返還します。</p> <p>⑩ 助成金の交付を受けようとする省エネエアコンについて、他の補助金、助成、公的給付その他流山市省エネエアコン新規購入等促進助成金と同趣旨の制度による交付決定等はされていません（今後もこれらの他の制度等を利用しません。）。</p> |  |
|--|--|